

# 財団法人 介護労働安定センター寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人介護労働安定センターと称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区荒川七丁目50番9号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力の開発及び向上、労働力の需給調整に対する支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 介護労働者に対して、その職業及び生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。
- (3) 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。
- (4) 事業主その他の関係者に対して、介護労働者の福祉の増進に関する相談その他の援助を行うこと。
- (5) 介護労働者等に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
- (6) 介護労働者に係る求職情報の収集整理及び提供を行うこと。
- (7) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第18条第1項第1号の給付金を支給すること。
- (8) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第18条第1項第6号の事業を行うこと。
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 賛助会費
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初、財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) この法人の設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を受けてその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。事業計画及び予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な附属書類

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経た後は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを厚生労働大臣に提出し、その承認を受けるとともに、主たる事務所に備え付けておかななければならない。

4 前項の理事会の議決及び評議員会の同意を経て、資産の総額に変更が生じた場合には、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、第 1 項の書類及び第 2 項の報告書とあわせて厚生労働大臣に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第 12 条 毎事業年度の剰余金は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、若しくは翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

(義務の負担及び権利放棄)

第 13 条 予算で定めるものを除くほか、この法人が、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

2 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）についても、前項と同様とする。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計規程)

第 15 条 この章に定めるもののほか、この法人の財務及び会計に関し必要な事項について、理事会の議決を経て、理事長が会計規程を別に定める。

2 前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (1) 会長  | 1名                      |
| (2) 理事長 | 1名                      |
| (3) 理事  | 10名以上15名以内（会長及び理事長を含む。） |
| (4) 監事  | 4名以内                    |

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長及び理事長は、理事会において互選する。
- 3 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事の1人とその親族その他特別の利害関係がある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の利害関係がある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届出なければならない。
- 8 第1項の規定による役員を選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(職務)

第18条 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する理事が、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為の定めるところにより、本財団の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(任 期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により就任した役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 第1項の規定による役員の解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(報 酬 等)

第21条 役員には報酬を与えることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第4章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為において別に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要と認める事項について議決する。

(招 集)

第24条 理事会は、第18条第5項の規定に基づき監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、毎年2回これを招集する。
- 4 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に招集する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事が、理事現在数の3分の1以上の同意を得て、又は監事が会議の目的たる事項及び招集の事由を記載した書面を会長に提出して、理事会の招集を請求したとき

5 会長は、理事会を招集しようとするときは、理事に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示した書面をもって少なくとも7日前までに、通知しなければならない。

(議 長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第29条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決の委任者については、その旨記載すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、その会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評 議 員)

第 30 条 この法人に評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第 19 条から第 21 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 31 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第 18 条第 5 項の規定に基づき監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第 6 章 顧 問

(顧 問)

第 32 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じて又は随時に、会長に意見を述べるほか、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第 7 章 事 務 局

(設 置)

第 33 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 34 条 この法人は、主たる事務所に、民法第 51 条に規定するもののほか、

次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第35条 この法人の目的に賛同するものをこの法人の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第37条 この法人は、民法第68条第1項第1号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可があったときに解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第10章 補 則

(委 任)

第 39 条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があつた日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算書は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 16 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 8 年 8 月 1 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 0 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 5 年 1 月 2 7 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年 9月 1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月5日から施行する。